

保険料の決まり方

65歳以上の方の保険料は、市区町村の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。



基準額の決まり方

市区町村に必要な
介護サービスの総費用



65歳以上の方の
負担分23%



市区町村に住む
65歳以上の方の人数

新富町の令和6～8年度の保険料の **基準額 64,800円** (年額)

この「基準額」をもとに、所得に応じた負担になるように、13段階の保険料に分かれます。

所得段階	対象となる方		調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護受給者の方		基準額× 0.285	18,468円
	●老齢福祉年金※1受給者で世帯全員が住民税非課税の方			
第2段階	非課税	本人課税 課税年金収入額 + 合計所得金額※2	基準額× 0.485	31,428円
		80万円以下の方		
		80万円超120万円以下の方		
第3段階	非課税	120万円超の方	基準額× 0.685	44,388円
第4段階		課税	80万円以下の方	0.90
第5段階	80万円超の方		1.00	64,800円
第6段階	本人課税	合計所得金額	基準額× 1.20	77,760円
第7段階	課税	120万円未満の方	1.30	84,240円
第8段階		120万円以上210万円未満の方	1.50	97,200円
第9段階		210万円以上320万円未満の方	1.70	110,160円
第10段階		320万円以上420万円未満の方	1.90	123,120円
第11段階		420万円以上520万円未満の方	2.1	136,080円
第12段階		520万円以上620万円未満の方	2.3	149,040円
第13段階		620万円以上720万円未満の方	2.4	155,520円
		720万円以上の方		

※1 老齢福祉年金 明治44年(1911年)4月1日以前に生まれた方、または大正5年(1916年)4月1日以前に生まれた方で一定の要件を満たしている方が受けている年金です。

※2 合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の方の合計所得金額は年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。また、分離譲渡所得がある方の合計所得金額は、特別控除額差し引き後の金額です。

保険料の納め方

納め方は受給している年金※の額によって2通りに分かります。

※受給している年金とは、老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金をいいます。老齢福祉年金は対象にはなりません。

年金が年額**18万円以上**の方 → 年金から【天引き】になります(特別徴収)

●保険料の年額が、年金の支払い月(4月・6月・8月・10月・12月・2月)に年6回に分けて天引きになります。

65歳以上の方の保険料は、6月以降に確定します。そのため、4月・6月・8月は、前年度2月期と同額を仮徴収し、10月・12月・2月に決定した保険料額から仮徴収分を差し引いた保険料を徴収します。



●特別徴収の対象者として把握されると、おおむね6カ月後から保険料が天引きになります。

年金から天引きになる方には、市区町村から事前に「介護保険料特別徴収開始通知書」が送られますので、金額や天引きされる月日等をご確認ください。

! 本来、年金から天引きになる「特別徴収」の方でも、一時的に納付書で納める場合があります。

●年度途中で保険料が増額になった

➔ 増額分を納付書で納めます。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中で老齢(退職)年金・遺族年金・障害年金の受給が始まった
- 年度途中で他の市区町村から転入した
- 保険料が減額になった
- 年金が一時差し止めになった など

➔ 原則、特別徴収の対象者として把握される月のおおむね6カ月後から天引きになります。それまでは、納付書で納めます。

年金が年額**18万円未満**の方 → 【納付書】で各自納めます(普通徴収)

●保険料の年額を8回(当年7月～翌年2月)に分けて納めます。

●市区町村から送られてくる納付書により、取り扱い金融機関で納めます。

忙しい方、なかなか外出ができない方は、介護保険料の口座振替が便利です。

- 手続き
- ① 介護保険料の納付書、通帳、印かん(通帳届出印)を用意します。
 - ② 取り扱い金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

口座振替の申込みは随時受け付けています。
(振替開始月) ご依頼の翌月(場合によっては翌々月)からの振替開始となります。

【令和6年度 口座振替日】

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期	第7期	第8期
7月25日	8月26日	9月25日	10月25日	11月25日	12月25日	1月27日	2月25日

残高不足等で振替できなかった場合は翌月5日(土日祝日の場合は翌営業日)に再度振替えます。

※4月と12月の納期は再振替はありません。